

扶桑町議会議案第 80 号

扶桑町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町職員の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に準じて、条例を改正したいので提案します。

扶桑町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町職員の旅費に関する条例（昭和55年扶桑町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第2条第1項第3号中「在勤庁」の次に「（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を、「離れて」の次に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時扶桑町を離れて」を加え、同項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他町長が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他町長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第6項中「前項」を「前2項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「その出発前に」を削り、「を変更」を「の変更」に、「され」を「を受け」に、「において」を「その他町長が規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第7項中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」及び「交通機関の事故又は」を削り、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者

に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「旅行は、任命権者」の前に「次の各号に掲げる」を加え、「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する」を「の変更をする」に、「変更することが」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行について必要な」を「町長が規則で定める」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知してしなければ」に改め、同項ただし書中「これを提示」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録を」に、「口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる」を「この限りではない」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前項ただし書の規定により、旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条第6項を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「場合には」を「場合には、」に、「速やかに」を「速やかに、」に改め、同条第3項中「場合において」を「場合において、」に改める。

第6条第1項中「、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、渡航雑費」に改め、同条第2項から第16項までを削る。

第7条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類に基づき」を加える。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による

情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)を加え、「書類を」を「資料を」に、「添付書類の」を「資料の」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第5項中「添付書類の」を「資料の」に、「及び様式」を「又は記録事項」に、「前項」を「第4項」に、「種類は」を「種類その他の必要な事項は」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、町長が認める場合において電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第11条を第8条とする。

第2章の章名を削る。

第12条第1項中「の額」を削り、「次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、「急行料金及び座席指定料金による。」を「鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。」に改め、同項第1号中「その乗車に要する」を削り、同項第2号中「急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 寝台料金

第12条第1項に次の3号を加える。

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第12条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（町長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

第12条第3項を削り、同条を第9条とする。

第13条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

第13条第1項第1号中「運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する」を削り、同号ア及びイを削り、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った」を削り、同号を同項第2号とし、同項第5号中「座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、」を削り、同号を同項第3号とし、同項に次の2号を加える。

(4) 特別船室料金（町長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（町長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

第13条を第10条とする。

第14条中「の額」を削り、「現に支払った旅客運賃による。」を「航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事

業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級(町長等が移動する場合には、最上級)の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として町長が規則で定めるものは、最下級の直近上位の級の運賃とする。

第14条を第11条とし、同条の次に次の3条を加える。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
 - (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
 - (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
 - (4) 公務使用を承認された自家用車を使用する移動に要する費用とし、その額は町長が規則で定める方法により算定する費用
 - (5) 前4号に掲げる費用に付随する費用
- (宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して町長が規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第15条から第18条までを次のように改める。

（宿泊手当）

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して町長が規則で定める一夜当たりの定額とする。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して町長が規則で定める方法により算定される額とする。

（渡航雑費）

第17条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町長が規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第18条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第5号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して町長が規則で定める定額とする。

第18条の2から第21条までを削る。

第22条中「第3条第2項第1号」の次に「又は第4号」を加え、「次に規定する旅費とする。」を「退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第22条を第19条とする。

第23条第1項中「第3条第2項第2号」の次に「、第3号又は第5号」を、

「支給する旅費」の次に「（死亡手当に係るものを除く。）」を加え、「次に規定する旅費とする」を「出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする」に改め、同項各号を削り、同条第2項から第5項までを削り、同条を第20条とする。

第3章を削り、第4章の章名を削る。

第20条の次に次の2条を加える。

（他の機関からの依頼等の旅費）

第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、町長が認めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条及び第17条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第33条第1項中「任命権者」を「旅行命令権者」に、「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「当該旅行の性質上」を「旅行の性質上」に改め、同条第2項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条を第23条とする。

第34条中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、「第47条」の次に「第1項若しくは第2項」を加え、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第25条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担

当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。

第35条中「この条例の実施について」を「この条例に定めるもののほか」に改め、同条を第26条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の扶桑町職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の扶桑町職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第25条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

扶桑町職員の旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁<u>(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))</u>が認める場合には、<u>その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時扶桑町を離れて旅行することをいう。 (4) (略) (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の<u>根拠</u>となる地に旅行することをいう。 (6) 遺族 職員の配偶者<u>(届出を</u>	<u>第1章 総則</u> (用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。 (4) (略) (5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその<u>扶養親族</u>又はその遺族が生活の<u>根拠地</u>となる地に旅行することをいう。 (6) 扶養親族 職員の配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。 (7) 遺族 職員の配偶者、子、父

新	旧
<u>しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</u> <u>(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他町長が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他町長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。</u>	母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。 2 <u>この条例において「何級の職務」という場合には、扶桑町職員の給与に関する条例（昭和46年扶桑町条例第1号）別表第1に規定する行政職給料表（一）による当該級の職務（行政職給料表（一）の適用を受けない者については、任命権者が町長に協議して定めるこれに相当する職務）及び</u>

新	旧
(旅費の支給) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 第1項、第2項及び<u>前2項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の<u>変更</u>（取消しを含む。以下同じ。）を受け又は死亡した場合<u>その他町長が規則で定める場合には</u>、当該旅行のため既に支出した金額のうち	<u>扶桑町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年扶桑町条例第7号）別表第1に規定する給料表による当該級の職務（給料表の適用を受けない者については、任命権者が町長に協議して定めるこれに相当する職務）をいうものとする。</u> 3 <u>この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。</u> (旅費の支給) 第3条 (略) 2～5 (略) 6 第1項、第2項及び<u>前項</u>の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を</u><u>変更</u>（取消しを含

新	旧
ちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。	む。以下同じ。) <u>され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額</u>で町長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。
7 <u>第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u>	7 <u>第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。</u>
8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u>	

新	旧
(旅行命令等) 第4条 <u>次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。</u> (1) <u>前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令</u> (2) <u>前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼</u> 2 (略) 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u> 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、町長が規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りではない。</u> 5 <u>前項ただし書の規定により、旅</u>	(旅行命令等) 第4条 旅行は、<u>任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等によって行わなければならない。</u> 2 (略) 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等<u>を変更する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、変更することができる。</u> 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行について必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又は変更することができる。</u> 5 <u>旅行命令権者は、口頭により旅</u>

新	旧
<u>行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。</u>	<u>行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</u>
(旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更を受けた旅行命令等</u>を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない<u>場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに、旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u> 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった<u>場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に</u>	6 <u>旅行命令簿等の記載事項及び様式は、町長が規則で定める。</u> (旅行命令等に従わない旅行) 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により<u>変更された旅行命令等</u>を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更を申請しなければならない。 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない<u>場合には旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</u> 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった<u>場合において旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に</u>

新	旧
従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、渡航雑費及び死亡手当とする。</u>	従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。</u> <u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u> <u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u> <u>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u> <u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> <u>8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> <u>9 移転料は、赴任に伴う住所又は</u>

新	旧
(旅費の計算) 第7条 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種類に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法</u>	<u>居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u> <u>1 0 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u> <u>1 1 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。</u> <u>1 2 支度料は、外国への出張について、定額により支給する。</u> <u>1 3 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。</u> <u>1 4 死亡手当は、職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合について、定額等により支給する。</u> <u>1 5 内国旅行のうち第19条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費として支給する。</u> <u>1 6 外国旅行のうち第32条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。</u> (旅費の計算) 第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他

新	旧
により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。 <u>第 8 条 旅費計算上の旅行日数は、第 3 項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむをえない事情により要した日数を除くほか鉄道旅行にあつては 4 0 0 キロメートル、水路旅行にあつては 2 0 0 キロメートル、陸路旅行にあつては 5 0 キロメートルについて 1 日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u> <u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に 1 日未満の端数を生じたときは、これを 1 日とする。</u> <u>3 第 3 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第 1 項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u> <u>第 8 条の 2 旅行者が同一地域（第 2 条第 3 項に規定する地域区分に</u>

新	旧
	<u>よる地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算した滞在日数30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u> <u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u> <u>第8条の3 私事のため在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。</u> <u>第9条 1日の旅行において日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする事由が生じ</u>

新	旧
(旅費の請求手続) <u>第8条 旅費</u>（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、</u>所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、<u>電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）</u>に必要な資料を	<u>た場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u> <u>第10条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合にはその必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u> (旅費の請求手続) <u>第11条 旅費</u>（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

新	旧
添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。</u> 2～4 （略） <u>5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、町長が認める場合において電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。</u> <u>6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。</u> <u>7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定</u>	2～4 （略） <u>5 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第2項及び第3項に規定</u>

新	旧
する期間並びに<u>第4項</u>に規定する給与の<u>種類</u>その他の必要な事項は、町長が規則で定める。 (鉄道賃) 第9条 鉄道賃は、<u>鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第12条において同じ。）</u>を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) <u>寝台料金</u>	する期間並びに<u>前項</u>に規定する給与の<u>種類</u>は、町長が規則で定める。 第2章 <u>内国旅行の旅費</u> (鉄道賃) 第12条 <u>鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>急行料金及び座席指定料金</u>による。 (1) <u>その乗車に要する運賃</u> (2) <u>急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</u> (3) <u>座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほ</u>

新	旧
(4) <u>座席指定料金</u> (5) <u>特別車両料金（町長、副町長、教育長（以下「町長等」という。）に限る。）</u> (6) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（町長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</u>	<u>か、座席指定料金</u> 2 <u>前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。</u> (1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u> (2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u> 3 <u>第1項第3号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u>

新	旧
(船賃) <u>第 1 0 条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第 1 2 条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> (1) 運賃 (2) 寝台料金	(船賃) <u>第 1 3 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）</u>、<u>寝台料金及び座席指定料金による。</u> (1) <u>運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> ア <u>町長等及び 6 級以上の職務にある者については、中級の運賃</u> イ <u>5 級以下の職務にある者については、下級の運賃</u> (2) <u>運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u> (3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> (4) <u>公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現</u>

新	旧
(3) <u>座席指定料金</u> (4) <u>特別船室料金（町長等に限る。）</u> (5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u> 2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（町長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</u> （航空賃） 第11条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費</u>	<u>に支払った寝台料金</u> (5) <u>座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び寝台料金のほか、座席指定料金</u> 2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u> （航空賃） 第14条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u>

新	旧
<u>用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 運賃</u> <u>(2) 座席指定料金</u> <u>(3) 前２号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>２ 前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（町長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として町長が規則で定めるものは、最下級の直近上位の級の運賃とする。</u> <u>（その他の交通費）</u> <u>第１２条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u> <u>(1) 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送</u>	

新	旧
<u>事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>(4) 公務使用を承認された自家用車を使用する移動に要する費用とし、その額は町長が規則で定める方法により算定する費用</u> <u>(5) 前4号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>（宿泊費）</u> <u>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地</u>	

新	旧
<u>域の実情及び旅行者の職務を勘案して町長が規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>（包括宿泊費）</u> <u>第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u> <u>（宿泊手当）</u> <u>第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して町長が規則で定める一夜当たりの定額とする。</u>	<u>（車賃）</u> <u>第15条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u> <u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u> <u>3 前項の規定により通算した路程</u>

新	旧
<u>(転居費)</u> <u>第 1 6 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して町長が規則で定める方法により算定される額とする。</u>	<u>に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> <u>(日当)</u> <u>第 1 6 条 日当の額は、別表第 1 の定額による。</u> <u>2 別表第 2 に定める地域へ旅行する場合は、宿泊の有無にかかわらず、日当を支給しない。</u>
<u>(渡航雑費)</u> <u>第 1 7 条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町長が規則で定める費用の額とする。</u>	<u>(宿泊料)</u> <u>第 1 7 条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第 1 の定額による。</u> <u>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u>
<u>(死亡手当)</u> <u>第 1 8 条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第 3 条第 2 項第 5 号に規定する場合に限る。）に伴</u>	<u>(食卓料)</u> <u>第 1 8 条 食卓料の額は、別表第 1 の定額による。</u>

新	旧
<u>う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して町長が規則で定める定額とする。</u>	2 <u>食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。</u> <u>(移転料)</u> <u>第18条の2 移転料の額は、次に規定する額による。</u> (1) <u>赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額</u> (2) <u>赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額</u> (3) <u>赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる同号に規定する額に相当する額の合計額）</u> 2 <u>前項第3号の場合において、扶</u>

新	旧
	<u>養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</u> <u>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。</u> <u>(着後手当)</u> <u>第18条の3 着後手当の額は、別表第1の日当定額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u> <u>(扶養親族移転料)</u> <u>第18条の4 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</u> <u>(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u> <u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職</u>

新	旧
	<u>員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額</u> <u>イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額</u> <u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u> <u>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条の2第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない</u>

新	旧
	<u>い。</u> <u>(3) 第 1 号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</u> <u>(日額旅費)</u> <u>第 19 条 第 6 条第 1 項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて町長が指定するものとする。</u> <u>(1) 測量、調査、土木営繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行</u> <u>(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</u> <u>(3) 前号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張</u>

新	旧
	<u>2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、町長が規則で定める。</u> <u>ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u> <u>(在勤地内旅行の旅費)</u> <u>第20条 在勤地内における旅行については、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。</u> <u>(1) 旅行が交通機関を利用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃及び車賃の実費</u> <u>(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第1の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</u> <u>(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)</u> <u>第21条 在勤地以外の同一地域(第2条第3項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。)</u> <u>内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は支給しない。</u> <u>ただし、公務上の必要又は天災そ</u>

新	旧
(退職者等の旅費) <u>第 1 9 条 第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。</u>	<u>の他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の 2 分の 1 に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u> (退職者等の旅費) <u>第 2 2 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u> (1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費 <u>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</u> <u>イ 退職等を知った日の翌日から 3 月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算</u>

新	旧
2 <u>旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。</u> (遺族の旅費) <u>第20条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費(死亡手当に係るものを除く。)</u>は、<u>出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。</u>	<u>した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u> (遺族の旅費) <u>第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u> 2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第6号に掲げる順序による。同順</u>

新	旧
(他の機関からの依頼等の旅費) <u>第21条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他に特別の定めがある場合を除くほか、町長が認めるものとする。</u>	<u>位者がある場合には、年長者を先にする。</u> <u>3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第18条の4第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。</u> <u>4 前項の規定により食卓料の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>5 職員が死亡した日において胎児であった子を帰住の際随伴する場合においては、その子を職員が死亡した日における扶養親族とみなして前2項の規定を適用する。</u>

新	旧
<u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第 2 2 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号及び第 1 2 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 6 条及び第 1 7 条並びに第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u>	<u>第 3 章 外国旅行の旅費</u> <u>(本邦通過の場合の旅費)</u> <u>第 2 4 条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日か</u>

新	旧
	<u>らの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。</u> <u>(鉄道賃)</u> <u>第 2 5 条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）</u>、<u>急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u> <u>(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u> <u>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u> <u>(4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前 3 号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金</u> <u>(船賃)</u> <u>第 2 6 条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運</u>

新	旧
	<u>賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u> <u>(1) 運賃の等級を2以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、町長等及び6級以上の職務にある者についてはその階級内の最上級の2級下位の級の運賃、5級以下の職務にある者については、最下級の運賃</u> <u>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、最下級の運賃</u> <u>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか現に支払った寝台料金</u>

新	旧
	<u>(航空賃及び車賃)</u> <u>第 2 7 条 航空賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。</u> <u>(1) 運賃の等級を 3 以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 長時間にわたる航空路による旅行として町長が規則で定めるもの（以下「特定航空旅行」という。）をする町長等及び 6 級以上の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</u> <u>イ アに規定する者以外のものについては、アに規定する運賃の級の直近下位の級の運賃</u> <u>(2) 運賃の等級を 2 階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u> <u>ア 特定航空旅行をする町長等及び 6 級以上の職務にある者については、上級の運賃</u> <u>イ アに規定する者以外のものについては、下級の運賃</u> <u>(3) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u> <u>2 車賃の額は、実費額による。</u> <u>(日当、宿泊料及び食卓料)</u>

新	旧
	<u>第 2 8 条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第 3 の定額による。</u> <u>2 第 2 5 条第 4 号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行の区分に応じた別表第 3 の定額の 1 0 分の 7 に相当する額による。</u> <u>3 食卓料の額は、別表第 3 の定額による。</u> <u>4 第 1 7 条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u> <u>(支度料)</u> <u>第 2 9 条 支度料の額は、旅行期間に応じた別表第 3 の定額による。</u> <u>2 外国に出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けた者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その出張を命ぜられた日から起算して過去 1 年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。</u> <u>(旅行雑費)</u> <u>第 3 0 条 旅行雑費の額は、旅行者</u>

新	旧
	<u>の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</u> <u>(死亡手当)</u> <u>第 3 1 条 死亡手当の額は、別表第 3 の定額による。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の 1 0 分の 8 に相当する額による。</u> <u>2 職員が出張のための外国旅行中に死亡し、かつ、その死亡地が本邦である場合において支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における所属庁（任命権者の在勤庁をいう。以下同じ。）所在地を旧在勤地とみなして第 2 3 条第 1 項の規定に準じて計算した旅費の額による。</u> <u>3 第 2 3 条第 2 項の規定は、死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</u> <u>(旅行手当)</u> <u>第 3 2 条 第 6 条第 1 項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、旅行先の特別の事情により別表第 3 の定額による旅費を支給することが適当でないと認めて、町</u>

新	旧
	<u>長が指定する旅行とする。</u> <u>2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、任命権者がその都度町長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。</u> <u>(同一地域内旅行の旅費)</u> <u>第32条の2 第21条ただし書の規定は、外国の同一地域内における旅行の旅費について準用する。</u> <u>(退職者等の旅費)</u> <u>第32条の3 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 退職等の日にいた地から退職等を知った日にいた地までの前職務相当の旅費</u> <u>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して、本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの退職等を知った日にいた地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日</u>

新	旧
(旅費の調整) <u>第 2 3 条</u> 旅行命令権者は、旅行者が<u>町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないこ	<u>分、宿泊料については 3 0 夜分を超えることができない。</u> <u>イ 出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費（支度料を除く。）</u> <u>2 職員が第 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、かつ、その退職等を知った日にいた地が本邦である場合において同号の規定により支給する旅費は、前項の規定にかかわらず、第 2 2 条第 1 号の規定に準じて計算した旅費とする。</u> <u>3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 2 号に規定する期間を延長することができる。</u> <u>第 4 章 雑則</u> (旅費の調整) <u>第 3 3 条</u> 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上</u>この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅

新	旧
とができる。 2 <u>旅行命令権者</u>は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。 3 (略) (旅費の特例) <u>第24条</u> <u>旅行命令権者</u>は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条<u>第1項若しくは第2項</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。 <u>(旅費の返納)</u>	費を支給しないことができる。 2 <u>任命権者</u>は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。 3 (略) (旅費の特例) <u>第34条</u> <u>任命権者</u>は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

新	旧
<u>第 2 5 条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u> <u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u> <u>3 前項に規定する給与の種類は、町長が規則で定める。</u> (委任) <u>第 2 6 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が規則で定める。</u>	(委任) <u>第 3 5 条 この条例の実施について必要な事項は、町長が規則で定める。</u>

新

旧

別表第1 内国旅行の旅費（第16条～第18条の3関係）

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
町長等	3,000円	15,000円	3,000円
5級以上の職務にあるもの	2,400円	13,000円	2,400円
4級以下の職務にあるもの	2,200円	13,000円	2,200円

新

2 移転料

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
5級以上の職務にある者	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円	324,000円
4級以下の職務にある者	93,000円	107,000円	132,000円	163,000円	216,000円	227,000円	243,000円	282,000円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

新

旧

別表第2 日当を支給しない地域（第16条関係）

愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、大治町、蟹江町、飛島村、東浦町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
三重県	桑名市、木曽岬町

新

別表第3 外国旅行の旅費（第28条、第29条、第31条、第32条関係）

1 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料 （1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
町長等	9,400円	7,900円	6,300円	5,700円	29,000円	24,200円	19,400円	17,400円	8,000円
5級以上の職務にある者	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	22,500円	18,800円	15,100円	13,500円	6,700円
4級以下の職務にある者	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	5,800円

備考

1 指定都市とは、町長が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として町長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で町長が規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として町長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で町長が規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。

新

旧

2 支度料及び死亡手当

区分	支度料			死亡手当
	旅行期間 1 月未満	旅行期間 1 月以上 3 月未満	旅行期間 3 月以上	
町長等	107,800円	130,900円	154,000円	800,000円
5 級以上の職務にある者	66,030円	80,180円	94,330円	490,000円
4 級以下の職務にある者	53,900円	65,450円	77,000円	400,000円